

質疑への回答書

各 位

庄 原 市 長
(管 財 課)

令和元年7月1日に公告を行った「文化施設2施設 で使用する電力の供給」の入札案件について、当市に寄せられた質疑に対し、以下のとおり回答します。

最終更新日: 令和元年7月16日

記

質 疑 事 項	回 答
<p>質疑1 (質疑受領日: 令和元年7月8日) 落札結果の公表は総額のみで、単価公表はなしという認識でよろしいですか。</p>	<p>回答1 (回答掲載日: 令和元年7月12日) お見込みのとおりです。</p>
<p>質疑2 (質疑受領日: 令和元年7月8日) 弊社は、庄原市の入札参加資格者名簿に登録済みの、代表者から権限を委任されている受任者(部門長)での入札を考えております。この場合、委任状は必要ですか。 必要な場合、入札参加資格確認申請書と同封し提出してよろしいですか。 不要な場合、入札参加資格確認申請書の代表者名は、受任者名としてよろしいですか。</p>	<p>回答2 (回答掲載日: 令和元年7月12日) 不要です。代表者名は登録済みの受任者名として差し支えありません。</p>
<p>質疑3 (質疑受領日: 令和元年7月8日) 仮に弊社が落札した場合、契約締結に伴う協議は可能ですか。また契約締結に際しては、別の代理人(当該施設の担当事業所長)に再委任することは可能ですか。 再委任可能な場合、委任状の提出が必要ですか。必要な場合、提出時期をお示しください。</p>	<p>回答3 (回答掲載日: 令和元年7月12日) 協議については可能です。 また契約締結に際しては、庄原市の入札参加等有資格者名簿に登録されている代表者又は受任者と行います。</p>
<p>質疑4 (質疑受領日: 令和元年7月8日) 公告7の(4)について、見積もった契約金額の108分の100に相当する額を入札金額に記載するようになりますが、その金額に8%を割り戻した場合の金額に、まれに切り上げ、切り捨てともに誤差が生じる場合がございます。その場合、108分の100に相当する額の端数処理は円未満切り上げとして問題ありませんか。 例)・見積もった契約金額: 134円としたい場合。 134円の108分の100に相当する金額: 124.07円。</p>	<p>回答4 (回答掲載日: 令和元年7月12日) 公告文書4ページ内「7. 入札書の作成方法」の「(4)入札価格における消費税及び地方消費税の取り扱いについて」及び「(5)入札価格の算定方法と入札付属書の作成方法」を参照のうえ、算定してください。 よって、入札付属書⑧契約期間合計金額が134円となる場合は、$134 \text{ 円} \times 100 / 108 = 124.07 \dots$ となりますので、この1円未満の端数を切り捨て、予定総額は「124円」となります。</p>

質 疑 事 項	回 答
<p>○円未満切捨てし、124円とした場合→ 税込金額は133円 (133.92円で円未満切捨て) ○円未満切上げし、125円とした場合 →税込金額は135円(端数なし) 何れの場合も見積もった金額:134円 と一致しない</p>	
<p>質疑5 (質疑受領日:令和元年7月8日) 事前提出書類及び入札書等の日付は、作成 日を記入という認識で相違ありませんか。</p>	<p>回答5 (回答掲載日:令和元年7月12日) 日付の指定はありませんが、それぞれの提出 期限日以前の日付である必要があります。</p>
<p>質疑6 (質疑受領日:令和元年7月8日) 入札書と入札内訳書を内封筒に封入する 際、封印方法に指定はございますか。</p>	<p>回答6 (回答掲載日:令和元年7月12日) 封緘時の押印の指定はありません。</p>
<p>質疑7 (質疑受領日:令和元年7月8日) 入札金額の積算に伴う端数処理について 公告(5)②③に、基本料金分合計額及び電 力量料金分合計額については、1円未満の端 数がある場合は、1円未満の端数も含めて算定 する、と記載があります。 仮に弊社が落札した場合、弊社要綱に沿っ て、下記を適用することになりますが、ご了承 いただけますか。 「基本料金および電力量料金の各単価に は、消費税を含むものとし、各月の基本料金お よび電力量料金の各小計においては、小数点 以下第2位まで保持し、円未満の端数処理は 行なわない。」</p>	<p>回答7 (回答掲載日:令和元年7月12日) 契約に際し、協議には応じます。</p>
<p>質疑8 (質疑受領日:令和元年7月8日) 仮に弊社が落札した場合、訪問の検針となり ますがよろしいですか。 検針日については、弊社の電気契約要綱に て、「お客さまの属する検針区域に応じて定め た毎月一定の日」と定めております。弊社が落 札した場合、毎月1日以外の日に検針日の変 更は可能ですか。</p>	<p>回答8 (回答掲載日:令和元年7月12日) 訪問検針は、可能です。 契約書(案)第9条に示しているとおり、検針日 は、使用者、供給者協議のうえ定めるものとして います。</p>